

住生活基本計画(全国計画)の概要

平成18年9月閣議決定(策定)
平成21年3月閣議決定(変更)

資料1

はじめに

住生活基本法に基づき、住生活安定向上施策を総合的かつ計画的に推進するため策定
計画期間は平成18年度から平成27年度の10年間

基本的な方針

住宅の位置づけと住生活安定向上施策の意義
施策についての横断的視点

(横断的視点)

ストック重視

市場重視

福祉、まちづくり
等関連する施策
分野との連携

地域の実情を
踏まえたきめ細
かな対応

目標・成果指標・基本的な施策

目標設定の前提として「住宅性能水準」「居住環境水準」「居住面積水準(最低・誘導)」を設定
第8期住宅建設五箇年計画の各水準を基本としつつ、内容・表現を再検証・充実

| 目標 | 目標の達成状況を示す成果指標 | 基本的な施策 |
|-------------------------------|--|--|
| 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継 | 新耐震基準適合率 共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率 省エネルギー対策率 リフォームの実施率 適正な修繕積立金を設定しているマンションの割合 | ・耐震診断・耐震改修等の促進、建築規制の的確な運用 ・ユニバーサルデザイン化の促進 ・省エネルギー性能など住宅の環境性能の向上 ・長寿命住宅の普及促進、適切な維持管理、リフォームの促進 ・マンションの計画的修繕の促進、老朽化したマンションの再生促進 |
| 良好な居住環境の形成 | 重点密集市街地の整備率 地震時に危険な大規模盛土造成地の箇所数 | ・基盤整備と規制緩和の一体的推進による密集市街地の整備 ・宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策等の推進 ・建築協定の活用等による良好な街並み・景観・緑の維持・形成 ・都心居住・街なか居住の促進、ニュータウン再生の支援 |
| 国民の多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備 | 住宅性能表示の実施率(新築) 既存住宅の流通シェア 住宅の利活用期間 子育て世帯の誘導居住面積水準達成率 | ・住宅性能表示制度の普及・充実、紛争処理の仕組みの普及・充実、既存住宅の合理的な価格査定等の促進など市場環境の整備 ・長期固定型ローン等が安定的に供給される住宅金融市場の整備 ・税制上の措置の活用等による無理ない負担での住宅取得の支援 ・持家の賃貸化の促進、二地域居住の情報提供、子育て支援等 ・技術開発等の推進、地域材を活用した木造住宅生産体制の整備 |
| 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 | 最低居住面積水準未満率 高齢者のいる住宅のバリアフリー化率 | ・低額所得者等への公平かつ的確な公営住宅の供給 ・各種公的賃貸住宅の一体的運用や柔軟な利活用等の推進 ・高齢者、障害者等への民間賃貸住宅に関する情報の提供 ・高齢者向け賃貸住宅の供給、公的住宅と福祉施設の一体的整備 |

大都市圏における住宅・住宅地の供給等

・地域属性に応じた
施策の推進 等

施策の推進

・関係者の連携・協力・統計調査の充実
・政策評価の実施とおおむね5年後の計画見直し